

## 9 へき地医療

### ○ 現 状 と 課 題 ○

#### (1) 現状とへき地医療提供体制

##### ① 無医地区等及び無歯科医地区等の現状

令和元年の「無医地区等調査」では、本県の無医地区及び準無医地区は7市町村に19地区あり、その人口は1,318人でしたが、令和4年調査では、無医地区等の数は7市町村18地区であり、その人口は1,011人と減少傾向にあります。

令和4年度調査では、由利本荘市の百宅地区の住民が不在となったことによる無医地区の減少があったほか、鹿角市の田代地区、三ツ矢沢地区が人口減により準無医地区に変更となりました。

なお、本県における令和2年度の過疎地域の人口は62.7万人であり、県全体の65.4%を占め、全国平均の9.3%を大きく上回り全国で最も多い状況です。

本県の面積は11,637k㎡で、そのうち90.2%が過疎地域であり、全国平均の63.1%を大きく上回り全国で最も多い状況です。

表1 本県の無医地区等及び無歯科医地区等の状況 (令和4年10月31日)

圏域	市町村	無医地区	準無医地区	無歯科医地区	準無歯科医地区
大館・鹿角	鹿角市		田代 三ツ矢沢		田代 三ツ矢沢
	小坂町	大川岱		大川岱	休平
北秋田	北秋田市		岩谷 上小様		岩谷 上小様
	上小阿仁村		八木沢		八木沢
由利本荘 ・にかほ	由利本荘市	西沢 西久米 野宅 須郷・大吹川 軽井沢 向田・智者鶴 ・泡ノ淵	祝沢 沼 高村 大台	西沢 西久米 須郷・大吹川 軽井沢 向田・智者鶴 ・泡ノ淵	祝沢 沼 高村 大台
	にかほ市	釜ヶ台			
横手	横手市	上平野沢		上平野沢	
4圏域	7市町村	9地区	9地区	7地区	10地区
		無医地区等 計18地区		無歯科医地区等 計17地区	

出典：厚生労働省「無医地区等及び無歯科医地区等調査」（令和4年）

## ② へき地医療に従事する医師の現状

令和2年の「医師・歯科医師・薬剤師統計」では、医療施設に従事している医師数は県内で人口10万人あたり242.6人と、平成28年の調査と比べて19.1人増加しているものの、全国平均と比較すると大きく下回っています。

また、へき地診療所やへき地拠点病院による医療提供を実施している市町村を主たる従業地とする医師数及び歯科医師数については、人口10万人当たりの人数で県全体の人数と比べても低い傾向にあることから、へき地医療に従事する医師を確保する取組を図るとともに、オンライン診療等を用いた医療資源の効率的な活用等により、へき地医療対策を実施することが重要です。

表2 人口10万人に対する医療施設従事者数の推移 (単位:人)

区分	平成28年	平成30年	令和2年	増減 (H28→R2)
秋田県	223.5	234.1	242.6	19.1
全国	240.1	246.7	256.6	16.5

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成28年)

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年、令和2年)

表3 へき地における医師数及び歯科医師数 (単位:人)

区分	医師		歯科医	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対
鹿角市	40	137.5	17	58.4
小坂町	1	20.9	2	41.8
北秋田市	42	139.1	15	49.7
上小阿仁村	2	96.9	1	48.5
男鹿市	32	127.2	16	63.6
大潟村	1	33.2	1	33.2
由利本荘市	190	254.3	41	54.9
にかほ市	22	93.9	8	34.1
仙北市	35	142.2	17	69.1
横手市	207	241.9	56	65.5
東成瀬村	1	37.0	1	37.0
秋田県	2,444	254.7	619	64.5

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和2年)

※人口10万人対医師数は、総務省統計局「令和2年国勢調査」による推計

## ③ 無医地区等及び無歯科医地区等における医療の確保の状況

県内18地区の無医地区及び準無医地区において、巡回診療や患者輸送事業等の医療の確保が13の地区で取られています。また、17地区の無歯科医地区及び準無歯科医地区において、上記の医療の確保が11の地区で行われています。

表4 無医地区等及び無歯科医地区等における医療の確保の状況

市町村名	無医地区等及び無歯科医地区等名	対応状況
鹿角市	田代	なし
	三ツ矢沢	なし
小坂町	休平	なし
	大川岱	希望があれば患者輸送。(1回/3か月)(かづの厚生病院)
北秋田市	岩谷	乗り合いタクシーの運行(市)
	上小様	患者輸送(1回/週)(市)
上小阿仁村	八木沢	患者輸送(2回/週)(市)
由利本荘市	西沢	コミュニティバスの運行(市)
	西久米	コミュニティバスの運行(市)
	野宅	コミュニティバスの運行(市)
	須郷・大吹川	コミュニティバスの運行(市)
	軽井沢	巡回診療(2回/月)(由利組合総合病院)
	向田・智者鶴・泡ノ淵	コミュニティバスの運行(市)
	祝沢	なし
	沼	なし
	高村	コミュニティバスの運行(市)
	大台	なし
にかほ市	釜ヶ台	コミュニティバスの運行(市)
横手市	上平野沢	巡回診療(2回/月)(平鹿総合病院)
7市町村	19地区	6地域が未対応

出典：県医務薬事課

#### ④ へき地診療所、過疎地域等特定診療所の現状と医療提供体制

計10市町村において、11ヶ所のへき地診療所、4ヶ所の国民健康保険直営診療所、1ヶ所の過疎地域等特定診療所が設置され、地域住民の医療の確保という重要な役割を担っています。

常勤医師のいる診療所は毎日(休日を除く)診療を行っていますが、非常勤医師の診療により開設している診療所は、診療日が週1日あるいは2日など、様々な形態で運営されています。

表5 へき地診療所等の設置状況（令和5年4月1日現在）

圏域	市町村	施設名称	種別
北秋田	上小阿仁村	村上小阿仁国保診療所	国保診療所(第1種へき地)
	北秋田市	阿仁診療所	へき地診療所
能代・山本	藤里町	藤里町当歯科診療所	過疎地域等特定診療所
秋田周辺	男鹿市	加茂青砂へき地出張診療所	へき地診療所
		入道崎へき地出張診療所	へき地診療所
		男鹿市国保戸賀出張診療所	国保診療所(第2種へき地)
	大潟村	大潟村診療所	へき地診療所
由利本荘 ・にかほ	由利本荘市	鮎川診療所	へき地診療所
		大琴診療所	へき地診療所
		笹子診療所	へき地診療所
	にかほ市	にかほ市国民健康保険小出診療所	国保診療所(第2種へき地)
大仙・仙北	仙北市	仙北市西明寺診療所	へき地診療所
		仙北市桧木内診療所	へき地診療所
横手	横手市	横手市山内三又診療所	へき地診療所
湯沢・雄勝	東成瀬村	大柳へき地診療所	へき地診療所
		東成瀬村国民健康保険診療所	国保診療所(第1種へき地)
7圏域	10市町村	16診療所	

出典：県医務薬事課

※ 国民健康保険直営診療所は、立地条件等により、第1種へき地診療所と第2種へき地診療所に区分されており、第1種が2か所、第2種が2か所という内訳になっています。

### ⑤ へき地医療拠点病院の現状と医療提供体制

鹿角市をはじめ、計5市町村において、5か所のへき地医療拠点病院が設置され、巡回診療やへき地診療所への医師派遣等の診療支援事業を行い、へき地における住民の医療を確保しています。

表6 へき地医療拠点病院の設置状況（令和5年4月1日現在）

圏域	施設名称	支援事業例
大館・鹿角	秋田県厚生農業協同組合連合会 かづの厚生病院 (平成15年4月1日指定)	へき地患者輸送車運行事業
北秋田	北秋田市民病院 (平成24年4月1日指定)	医師等派遣（代診医等）
秋田中央	男鹿みなと市民病院 (平成15年4月1日指定)	医師等派遣
由利本荘 ・にかほ	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院 (平成15年4月1日指定)	医師等派遣・巡回診療
横手	秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院 (平成15年4月1日指定)	巡回診療
5圏域	5病院	—

出典：県医務薬事課

#### ◇ へき地医療拠点病院による巡回診療の実施

由利本荘市及び横手市の2地区で、隔週に1回程度の頻度で、へき地医療拠点病院による巡回診療が行われています。

巡回診療を利用している患者数は年々減少傾向にあり、著しい利用者の減少によって、巡回診療を休止する地区も出てきています。なお、かづの厚生病院では、小坂町大川岱地区を対象に「へき地患者輸送車運行事業」を実施しています。

表7 巡回診療を利用した年間延患者数の状況（単位：人）

圏域	市町村名	地区名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
由利本荘・ にかほ	由利本荘市	沼	25	13	12	0
		軽井沢	22	21	25	24
横手	横手市	上平野沢	24	24	24	24
2圏域	2市町村	3地区	71	58	61	48

出典：県医務薬事課

◇ へき地医療拠点病院による医師派遣の実施

男鹿みなと市民病院から、当該地域の医療を確保するため、加茂青砂へき地出張診療所、入道崎へき地出張診療所及び国保戸賀出張診療所に医師の派遣が行われています。

また、由利組合総合病院から、鮎川診療所、大琴診療所に医師の派遣が行われています。

表 8 へき地医療拠点病院からの医師派遣による診療所の年間延患者数 (単位：人)

施設名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
加茂青砂へき地出張診療所	172	131	98	99	83
入道崎へき地出張診療所	115	109	96	93	81
男鹿市国保戸賀出張診療所	125	125	124	95	82
鮎川診療所	197	184	168	123	107
大琴診療所	228	222	184	135	114
計	837	771	670	545	467

出典：県医務薬事課

◇ へき地医療拠点病院及び市町村による患者輸送事業等の実施

小坂町、北秋田市、上小阿仁村の3地区で、交通事情の悪い無医地区等及び無歯科医地区等の住民に対し、最寄りの医療機関まで輸送する事業が市町村等により実施されています。

このほか、無医地区等及び無歯科医地区等における受診者に係る対策については、市町村の取組として、北秋田市（岩谷地区）では乗り合いタクシー、由利本荘市（西沢、西久米、野宅、須郷・大吹川、向田・智者鶴・泡ノ淵、高村）及びにかほ市（釜ヶ台）では、コミュニティバスを運行し、通院支援を実施しています。

表 9 患者輸送事業の実施状況

二次医療圏	市町村名	無医地区名	実施内容	輸送先の病院名
大館・鹿角	小坂町	大川岱	年4回	かづの厚生病院
北 秋 田	北秋田市	上小様	週1回	市立阿仁診療所
	上小阿仁村	八木沢	週2回	村立上小阿仁国保診療所

出典：県医務薬事課

## ⑥ へき地医療を提供する社会医療法人の取組

医療法に基づく救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む））を行うとして認定を受けた社会医療法人のうち、2法人がへき地における医療の確保に寄与しています。

表 10 社会医療法人の活動状況（令和5年4月1日現在）

圏域	法人名	医療機関名	活動内容	対象診療所
秋田周辺	社会医療法人正和会	小玉医院	指定管理者としてへき地診療所運営	大湯村診療所
由利本荘・にかほ	社会医療法人青嵐会	本荘第一病院	へき地診療所への医師派遣	笹子診療所

出典：県医務薬事課

## （２） へき地診療を支援する体制について

### ① へき地医療支援機構の運営

へき地医療支援機構は、へき地診療所等からの代診医の派遣要請への対応等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地保健医療対策の各事業を円滑かつ効率的に実施することを目的に設置されています。

本県においては、平成15年度から平成22年度まで、秋田県厚生農業協同組合連合会に事業を委託していましたが、平成23年度から秋田県健康福祉部医務薬事課内に設置しています。

### ② へき地医療拠点病院の指定

平成15年度に、無医地区等へのへき地医療活動を継続的に実施できると認められる5病院を「へき地医療拠点病院」として指定し、無医地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医派遣等、へき地における診療支援活動を行っています。

表 11 へき地医療拠点病院の活動状況（令和5年4月1日現在）

圏域	へき地医療拠点病院	活動内容	対象地区・診療所
秋田周辺	男鹿みなと市民病院	へき地診療所への医師派遣	3診療所
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院	無医地区等への巡回診療の実施	1地区
		へき地診療所への医師派遣	2診療所
横手	平鹿総合病院	無医地区等への巡回診療の実施	1地区

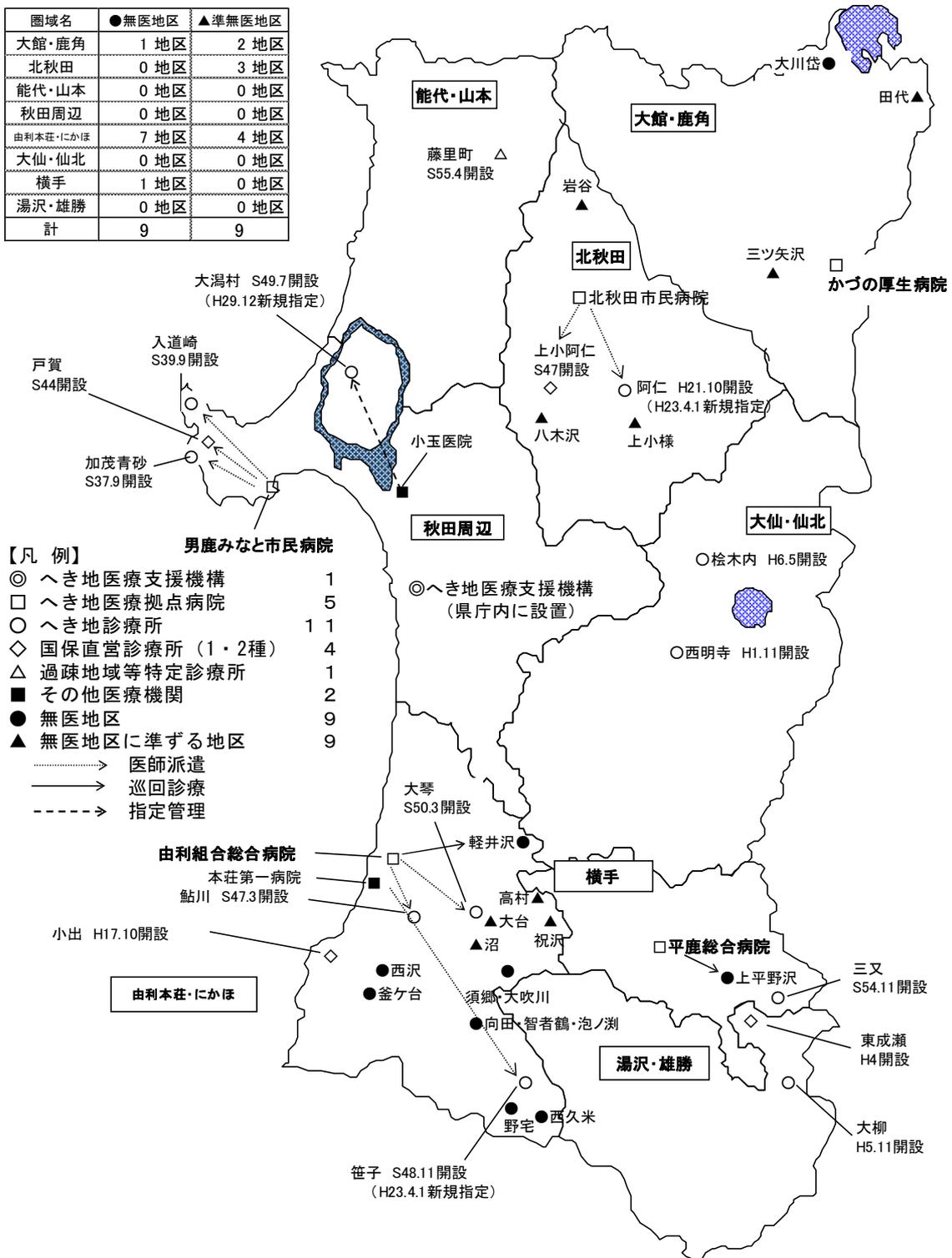
出典：県医務薬事課

### ③ へき地医療従事者に対する研修の実施

へき地医療支援機構が、へき地医療に従事する市町村等職員や医療従事者に対して研修を行い、へき地医療に関する専門的な知識の普及・啓発を図っています。

## 秋田県へき地保健医療対策の現況図（令和5年12月現在）

圏域名	●無医地区	▲準無医地区
大館・鹿角	1 地区	2 地区
北秋田	0 地区	3 地区
能代・山本	0 地区	0 地区
秋田周辺	0 地区	0 地区
由利本荘・にかほ	7 地区	4 地区
大仙・仙北	0 地区	0 地区
横手	1 地区	0 地区
湯沢・雄勝	0 地区	0 地区
計	9	9



### (3) 課題

- ◇ へき地保健医療対策の中核的な役割を担うへき地医療拠点病院においても医師及び看護師等の医療人材不足が顕在化しており、通常の診療体制を維持しながら、へき地保健医療対策に取り組まなければならない状況となっています。
- ◇ 無医地区等における医療の確保は巡回診療を中心に行ってきましたが、医療機関にとって医師やスタッフが分散される巡回診療が負担となっている上、巡回診療の利用者も減少傾向にあることから、コミュニティバスやデマンドタクシー等の活用による通院支援、ICTを活用した遠隔診療の実施等、実情に即した対策も検討する必要があります。
- ◇ へき地診療所等については、建物の老朽化による維持管理経費のかかり増しや診療に必要な医療機器の整備等、施設や設備面への対応が必要となっています。
- ◇ 医師やスタッフの確保・定着を図るため、へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援や、医療従事者の養成過程等におけるへき地の医療への動機付け、勤務環境や生活環境の整備等といった働きやすい環境づくりが求められています。

## ○ 目指すべき方向 ○

### (1) 医療を確保する体制

- ◆ へき地の医療及び歯科診療を支える総合診療・プライマリケアを実施する医療従事者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）の確保
- ◆ へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援
- ◆ 医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付け

### (2) 診療を支援する体制

- ◆ へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実
- ◆ へき地保健医療対策に関する、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、郡市医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、秋田大学医学部関係者等により構成される協議会における協議
- ◆ 代診医派遣等、へき地医療拠点病院からの医療提供機能の強化
- ◆ ICTを活用した遠隔診療の実施
- ◆ ドクターヘリ等の活用

## ○ 主 要 な 施 策 ○

### (1) へき地における医療の確保について

- ◆ へき地診療所の安定的な運営のため、運営費のほか、施設や設備整備に対する支援を行います。
- ◆ 過疎地域等における歯科診療所に対する施設及び設備整備や、へき地を含む、在宅歯科診療を実施する医療機関への設備整備に対して補助するほか、医科のへき地医療関係機関との連携を図り、有効なへき地歯科医療対策の実施を支援します。
- ◆ 自治医科大学卒医師の派遣や医学生への修学資金の貸与などにより人材の確保に努めるとともに、秋田大学医学部附属病院の総合診療医センターと連携し、地域医療に熱意を持つ医師の育成を図ります。

### (2) へき地医療を支援する体制について

- ◆ へき地医療支援機構において、へき地診療所等への医師派遣業務に係る指導・調整やへき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成等、専任担当官と事務局が一体となって取組の強化を図ります。
- ◆ 包括的なへき地医療支援体制の確保に向け、地域医療対策協議会等において、へき地医療支援機構とあきた医師総合支援センターとの情報共有を図ります。
- ◆ へき地医療拠点病院が行う無医地区等への巡回診療やへき地診療所等への医師派遣等に要する経費のほか、施設・設備整備に対する支援を行います。
- ◆ へき地医療拠点病院が行う、オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の提供に対する支援を行います。
- ◆ へき地診療所や巡回診療の患者数が減少傾向にあることや移動手段を持たない高齢者の増加が予想されることから、市町村等が行う患者輸送事業等の事業を推進します。
- ◆ 無医地区等の搬送に時間を要する地区の救急患者に対応するため、ドクターヘリの活用を推進します。

○ 数 値 目 標 ○

区 分		現 状	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方	指 標 番 号	
プ ロ セ ス	無医地区等で医療の確保が取られていない地域	秋田県	5地域	該当地域 なし	全ての無医地区等で医療の確保及び通院支援が行われる体制を目指す	—
		全 国	—			
	無歯科医地区等で医療の確保が取られていない地域	秋田県	6地域	該当地域 なし	全ての無歯科医地区等で医療の確保及び通院支援が行われる体制を目指す	—
		全 国	—			
	へき地医療拠点病院の中で主要3事業（※1）の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	秋田県	60.0%	100.0%	全てのへき地医療拠点病院で目標値が達成できる体制を目指す。	●820
		全 国	74.2%	—		
	へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業（※2）の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	秋田県	60.0%	100.0%	全てのへき地医療拠点病院で目標値が達成できる体制を目指す。	●821
		全 国	87.8%	—		

●国が示した重点指標

※1 主要3事業とはへき地医療拠点病院におけるへき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣及び代診医派遣です。

※2 必須事業とはへき地医療拠点病院の事業の内、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業です。

- ・ 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事
- ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関する事
- ・ 遠隔医療等の各種診療支援に関する事

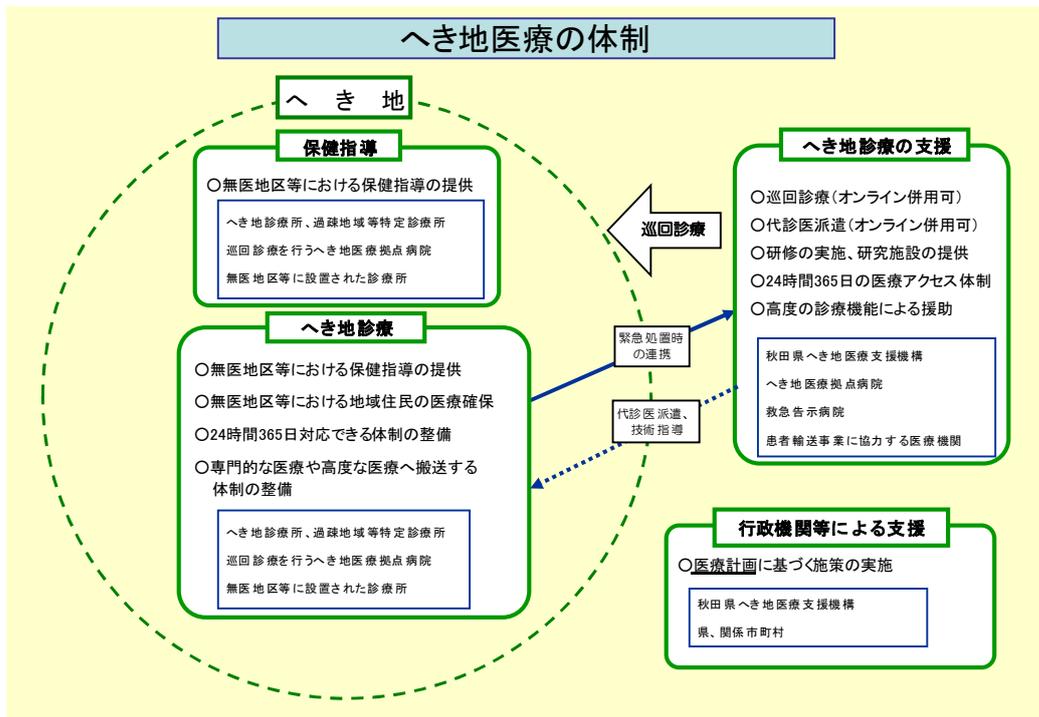
## ○ 医療機関とその連携 ○

### (1) 圏域の設定

へき地医療体制の圏域については、へき地医療の確保等は近隣市町村と連携した8圏域（第7次医療計画における二次医療圏単位）としますが、へき地医療支援機構による研修などの企画・調整業務は全県単位とします。

- ①大館・鹿角（大館市、鹿角市、小坂町）
- ②北秋田（北秋田市、上小阿仁村）
- ③能代・山本（能代市、藤里町、三種町、八峰町）
- ④秋田周辺（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）
- ⑤由利本荘・にかほ（由利本荘市、にかほ市）
- ⑥大仙・仙北（大仙市、仙北市、美郷町）
- ⑦横手（横手市）
- ⑧湯沢・雄勝（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

### (2) 医療体制



(3) 医療体制を担う医療機関の医療機能

医療機能	【保健指導】 (1) へき地における保健指導の機能	【へき地診療】 (2) へき地における診療の機能
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無医地区等において、保健指導を提供すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無医地区等において、地域住民の医療を確保すること</li> <li>・24時間365日対応できる体制を整備すること</li> <li>・専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること</li> </ul>
医療機能を担う医療機関の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所及び過疎地域等特定診療所</li> <li>・巡回診療を行うへき地医療拠点病院</li> <li>・無医地区、準無医地区、無歯科医地区、準無歯科医地区に設置された診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所及び過疎地域等特定診療所</li> <li>・巡回診療を行うへき地医療拠点病院</li> <li>・無医地区、準無医地区、無歯科医地区、準無歯科医地区に設置された診療所</li> </ul>
医療機関等に求められる事項の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること</li> <li>・地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携の下に計画的に地区の実情に即した活動を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること</li> <li>・必要な診療部門、医療機器等があること</li> <li>・緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること</li> <li>・へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること</li> </ul>

医療機能	<p style="text-align: center;"><b>【へき地診療の支援医療】</b></p> <p>(3) へき地の診療を支援する医療の機能</p>
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療支援機能の向上を図ること</li> </ul>
医療機能を担う医療機関の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田県へき地医療支援機構</li> <li>・ へき地医療拠点病院</li> <li>・ 救急告示病院</li> <li>・ 患者輸送事業を行う医療機関</li> <li>・ 市町村等が行う患者輸送事業に協力する医療機関</li> </ul>
医療機関等に求められる事項の例	<p><b>【県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定期間継続して主要3事業の実施回数がいずれも月1回未満又は年12回未満であるへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるよう、へき地保健医療対策に関する協議会の中でその在り方等について検討すること</li> <li>・ 主要3事業に遠隔医療による支援を加えた4事業（必須事業）のいずれの事業の実施もなかったへき地医療拠点病院については、地域の実情を踏まえ、都道府県が当該年度の現状を確認すること</li> </ul> <p><b>【医療機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること</li> <li>・ へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助を行うこと</li> <li>・ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること</li> <li>・ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと</li> <li>・ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること</li> <li>・ 24時間365日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること</li> <li>・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること</li> <li>・ へき地医療拠点病院については、主要3事業を、いずれか月1回以上又は年12回以上実施することが望ましい（なお、巡回診療、代診医派遣については、オンライン診療を活用して行った場合にも、実績に含めることが可能である。ただし、全ての巡回診療等をオンライン診療に切り替えるものではなく、医師やスタッフの確保状況に応じ、巡回診療等の一部をオンライン診療によるものとする。）</li> </ul>

医療機能	<p style="text-align: center;"><b>【行政機関等の支援】</b></p> <p>(4) 行政機関等によるへき地医療の支援</p>
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田県は、医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて「医師を確保する方策」、「医療を確保する方策」、「診療を支援する方策」又は「へき地医療の普及・啓発」を定め、これらの方策及び行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示し、へき地の医療計画の策定に当たっては、医師確保計画と連携、整合性をとること</li> <li>・ また、へき地における医療人材の効率的な活用や有事対応の観点から、オンライン診療を含む遠隔医療の有用性が示唆されているが、医療機関が遠隔医療を実施するに当たっては、必要な機器の準備等に一定の負担が生じることから、県は必要に応じ支援を行うこと</li> </ul>
医療機能を担う医療機関の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田県へき地医療支援機構</li> <li>・ 秋田県、関係市町村</li> </ul>
医療機関等に求められる事項の例	<p><b>【秋田県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施</li> </ul> <p><b>【へき地医療支援機構】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画に基づく施策の実施</li> <li>・ へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へき地医療拠点病院への派遣要請を行うこと</li> <li>・ へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこと</li> <li>・ へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと</li> <li>・ へき地医療における地域医療分析を行うこと</li> <li>・ 専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること</li> <li>・ 医師確保計画とへき地の医療計画を連動させるため、地域医療支援センターとの統合も視野に、地域医療支援センターとのより緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うこと</li> </ul>

※ 各医療機能を担う医療機関名簿（別冊）は、秋田県公式ウェブサイトに掲載しています。